

東広島市公共建築物等木材利用促進方針

第1 趣旨

この方針は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第9条第1項の規定に基づき、広島県が定めた「広島県公共建築物等木材利用促進方針（平成22年12月13日制定）」に則して、「東広島市公共建築物等における木材利用促進基本方針」を定め、東広島市内の公共建築物等への広島県産材（以下「県産材」という。）の利用を促進するための施策に関する基本的事項、市が整備する公共建築物における県産材利用の目標、その他東広島市内の公共建築物等における木材利用の促進に関し必要な事項を定めるものである。

第2 公共建築物等における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 公共建築物等における木材の利用の促進の意義・効果

(1) 木材の利用の促進の意義

木材の利用の促進は、森林の適正な整備につながり、森林の有する多面的機能の持続や山村をはじめとする地域の経済の活性化にも資するとともに、健康的で温もりのある快適な生活空間の形成、二酸化炭素の排出の抑制、建築物等における炭素の蓄積の増大を通じた地球温暖化の防止及び循環型社会の形成にも貢献することが期待される。

(2) 公共建築物等における木材利用の促進の効果

公共建築物等は、広く市民一般の利用に供されるものであり、市による率先した木材の利用、あるいは取り組み状況や効果等の積極的な情報発信により、木材の特性や木材利用がもたらす効果を幅広く提供することができる。

また、公共建築物等において木材の利用を進めることで、木材の需要を創出する直接的な効果はもとより、住宅等の一般建築物における木材の利用の促進、さらには各種製品の原材料としての木材の利用の拡大といった波及効果も期待できる。

2 木材の利用を促進すべき公共建築物

(1) 市が整備する公共建築物

木材の利用を促進すべき具体的な公共建築物は、広く市民の利用に供される学校、社会福祉施設（保育所等）、病院、診療所、運動施設（体育館等）、社会教育施設（図書館、地域センター等）、市営住宅、庁舎等の建築物とする。

ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他法令や施設の設置基準等により木造化が困難と認められる場合、著しく費用を要する等費用対効果の観点から木造化が適当でないと判断される場合、災害応急対策活動に必要な施設等その他当該建築物に求められる機能等の観点から木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものを除く。

(2) 市以外の者が整備する建築物

広く市民に利用され、市民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる建築物においても、可能な限り木造化が図られ、県産材が利用されるよう、事業主体に周知するものとする。

3 公共建築物等における木材の利用の促進のための施策の具体的方向

(1) 公共建築物の木造化の推進

公共建築物の整備においては、建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物において、積極的に木造化を図るよう努めるものとする。

(2) 内装木質化の推進

公共建築物の新築、増築及び改築に当たっては、木造、非木造に関わらず、周辺環境やコスト、性能等を勘案し可能な限り内装等の木質化に努めるものとする。

(3) その他木材利用の推進

公共建築物における木材の利用の促進に当たっては、建築材料として木材の利用はもとより、公共建築物において使用される備品及び消耗品についても、木材をその原材料として使用したものを利用するよう努めるものとする。

第3 市が整備する公共建築物における木材利用の目標

1 木造化

市は、その整備する公共建築物のうち、地上2階建て以下で、延べ床面積1,000㎡以下の低層の公共施設は、積極的に木造化を図るよう努めるものとする。ただし、木造化に当たっては、県産材を積極的に使用するものとする。

2 内装等の木質化

市は、その整備する公共建築物について、内装等の木質化を図ることが適切と判断される部分について、内装等の木質化を推進するものとする。内装等の木質化に当たっても、県産材を積極的に使用するものとする。

3 その他の木材利用

市は、その整備する公共建築物において、木材を原料として使用した備品及び消耗品の利用を促進する。

※ この方針において、「県産材」とは、県内産の丸太を製材・加工した木材をいい、「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組み等の全部又は一部に木材を使用することをいい、「内装等の木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は改装に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を使用することをいう。

第4 その他公共建築物等における木材の利用の促進に関し必要な事項

1 公共建築物整備計画の企画・立案に当たっての留意

公共建築物の整備計画を企画・立案する場合、県産材等の効果的な利用の推進及び木造化若しくは内装等の木質化を検討するため、関係課が連携して円滑な連絡調整を行うものとする。

2 木造化等実績の公表

市は、公共建築物の木造化及び内装等の木質化の整備実績等を公表する。